

日本商品先物取引協会 会報

THE COMMODITY FUTURES ASSOCIATION OF JAPAN

2023.1 VOL.35



日本商品先物取引協会

THE COMMODITY FUTURES ASSOCIATION OF JAPAN

目次 (2023.1 VOL.35)

I 巻頭挨拶「令和5年 年頭所感」 日本商品先物取引協会 山崎 恒 会長	1
II 主務省寄稿「令和5年 年頭所感」 農林水産省 大臣官房新事業・食品産業部 今野憲太郎 商品取引グループ長	3
経済産業省 商務情報政策局 商務・サービスグループ 商品市場整備室 北村敦司 室長	5
III 商品先物取引業者の許可、商品先物取引仲介業者の登録の更新について	7
IV 日商協改革の進捗状況について	8
V 外務員登録資格認定講習の概要について	10
VI 2022年の相談状況及び苦情・紛争処理状況について	12
VII 統計資料等	
1 国内商品市場取引を行う商品先物取引業者の状況	15
2 店頭商品CFD取引の状況	16
3 登録外務員数の推移	18
4 2022年度 外務員登録資格試験及び登録更新講習 合格・修了率の推移	19
5 国内商品市場取引に関する統計・資料等について	20

I. 巻頭挨拶

令和 5 年 年 頭 所 感

日 本 商 品 先 物 取 引 協 会

会 長 やま 山 ざき 崎 ひさし 恒

明けましておめでとうございます。

皆様におかれましては、お健やかに新しい年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

日商協は、令和 4 年 10 月 11 日（火）から、株東京商品取引所の堀留町のビルから移転し、新事務所（東京都中央区日本橋人形町 1-1-11 日庄ビル 6 階）において業務を開始いたしました。本年も、新たな気持ちで協会の運営に取り組んでまいります。

昨年を振り返りますと、コロナ禍の影響に加え、2 月 24 日のロシアによるウクライナへの侵攻を契機にエネルギーや農産物等の供給が滞り、10 月には 32 年ぶりに 1 ドルが 150 円台となる円安も相俟って、我が国では輸入資源の価格高騰を受けて様々な物が値上がりし、10 月の消費者物価指数は 40 年 8 か月ぶりに 3.6% の上昇となりました。商品先物取引は、本来こうした商品（資源）の価格変動において、リスクヘッジや公正な価格形成といった機能を提供することにより、商品の生産及び流通を円滑にする役割を担っているはずであり、世界有数の消費国としての価格発信が求められていると認識しております。しかるに、令和 2 年 7 月に総合取引所が誕生しましたが、既存の商品取引所ともに十分に期待に応えているとは言い難い状況にあります。

このような中で、株東京商品取引所は、4 月 4 日に電力先物取引を試験上場から本上場に移行させ、また、LNG（液化天然ガス）先物取引の試験上場を開始しました。電力先物取引には大手電力会社も参入するなど、発電燃料の価格高騰に対応するリスクヘッジとして活用される動きが出てきています。また、ヘッジ取引の機会提供による投資家の利便性の更なる向上に資するため、9 月 23 日の秋分の日から祝日取引を開始しました。

一方、株堂島取引所では、9 月 26 日に主務大臣に認可申請した貴金属先物取引において、金の取引単位を 10 グラムに小口化し、取引方法もロールオーバー方式の限日取引にするなど株大阪取引所の貴金属取引との差別化を図り、来年 3 月の上場を目指しています。国内で二つ目の貴金属市場が誕生することになりますが、商品設計の違いによる多様な顧客の参加によって株堂島取引所が成長し、株大阪取引所との間で裁定取引が行われることにより、両取引所が共に発展することを期待しております。

また、店頭商品デリバティブ取引（店頭商品C F D取引）は、外国の商品取引所やスポットの価格を用いて、商品取引所と異なる柔軟な商品設計による取引をインターネットで提供しており、今回のウクライナ侵攻や円安の影響を受けてエネルギーや農産物が活発に取引され、取引件数は昨年1月からの10か月間で一昨年の件数を超えました。さらに、昨年は、店頭F X取引を扱う金融商品取引業者3社が商品先物取引業者の許可を取得しています。このような金融商品取引業者等の異業種からの新規参入を今後も期待し、商品先物取引の更なる発展を願うところであります。

日商協におきましては、令和2年7月の商品移管を一つの契機として、商品取引所の出来高激減とともに、苦情相談、紛争仲介の件数が減少していることを踏まえ、これらの状況の変化に対応すべく、改めて商品先物取引法の求める自主規制業務の在り方をどのように捉え、維持・展開すべきかを原点に戻って検討し、日商協の組織・体制を含めて、根本的に見直すべく作業を進めております。昨年4月からの1年間を改革案策定検討期間として位置づけており、これまで主務省とも意見交換を行い、折に触れて会員の方々のご意見も伺ってきておりますが、皆様におかれましては、日商協の今後の組織、運営、業務の在り方などについて、更にご意見をお寄せいただきたく、お願い申し上げます。

最後になりますが、会員の皆様方のなお一層のご支援をお願いいたしますとともに、皆様の益々のご発展とご多幸を心よりお祈り申し上げまして、年頭のご挨拶とさせていただきます。

Ⅱ. 主務省寄稿

令和5年 年 頭 所 感

農林水産省 大臣官房新事業・食品産業部
商品取引グループ長 今野 憲太郎この けんたろう

新春に当たり、謹んで年頭の御挨拶を申し上げます。

日本商品先物取引協会におかれましては、商品先物取引業界の自主規制機関として会員に対する指導や監督、苦情や紛争等の解決に真摯に取り組まれ、また、会員の皆様におかれましても、協会のこうした取組に御協力いただいております。皆様に厚く御礼申し上げます。

また、6年に一度の商品先物取引業の一斉更新については、貴協会の御協力により、無事に全対象事業者の更新を終えることができました。あわせて御礼申し上げます。

さて、2022年2月にロシアのウクライナ侵略が開始されてからは、戦争の影響による両国からの輸出の減少や、経済制裁措置及び対抗策による両国の主要輸出品目の供給減少により、関連品目の価格は大幅に上昇しました。

特に、約40か国が小麦輸入の3割以上を依存していることから明らかなように、両国が主要な食料輸出国であることから、ロシアによるウクライナ侵略は、農産物の商品価格の大幅な上昇と変動の拡大をもたらしており、食料安全保障上のリスクが高まっているとの認識は広く共有されているものと考えています。

このような状況は、リスクヘッジ機能の発揮という産業インフラとしての商品先物取引の公共的な性格を改めて再確認させるものであり、価格変動リスクにさらされる需要家や中間流通業者等、特に中小規模の当業者に対してリスクヘッジ機能を提供する商品先物取引業の重要性を想起させるものです。

一方、我が国においても、食料安全保障の強化に向け、昨年12月27日に食料安全保障強化政策大綱が策定されました。この大綱においては、過度な輸入依存からの脱却に向けた構造的な課題への対応と、生産資材等の価格高騰等による影響緩和対策を軸に、食料安全保障の強化に取り組むこととしており、本年は、そのための施策を着実に実施する一年になると考えています。

また、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の実施に当たっては、政府と業界が一体となった取組により、国全体として抜け穴を生じさせないことが必要となります。政府の実施計画においては、商品先物取引業におけるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドラインの「対応が求められる事項」全項目について 2024 年 3 月末までに対応を完了させ、態勢を整備することを全ての商品先物取引事業者に要請しており、2023 年は計画上での重要な年となります。

貴協会及び会員の皆様におかれてはマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の必要性を御理解いただき、対策に万全を期していただくようお願い申し上げます。

最後になりましたが、皆様の御健勝と御多幸を祈念申し上げまして、新年の挨拶といたします。

令和5年 年 頭 所 感

経済産業省 商務情報政策局 商務・サービスグループ
商品市場整備室長 ^{きた}北 ^{むら}村 ^{あつ}敦 ^し司

令和5年の年頭にあたり、謹んで新年の御挨拶を申し上げます。

平素より、商品先物取引行政に御理解と御協力を賜りまして、御礼を申し上げます。

日本商品先物取引協会におかれましては、商品先物取引法の認可を受けた自主規制機関として、自主規制の徹底、紛議の解決、外務員の研修・登録等の業務を着実に執行し、会員企業のコンプライアンス体制の確立を通じて健全な市場発展に多大な貢献をしてこられました。また、昨年からは日本商品先物取引協会の改革の年としてより効率的組織体制の構築に取り組んでこられました。

また、会員企業におかれましても、変化するビジネス環境や自主規制への対応など日々取り組んでいただいております。日本商品先物取引協会や各会員企業などの関係各位の様々な御尽力や御理解に対して、改めて感謝を申し上げます。引き続き、業界全体として、コンプライアンス体制維持への御協力をお願い申し上げます。

前年から引き続き、新型コロナウイルスの世界経済・社会に与えている影響は大きいものの、社会経済活動の正常化が進みつつあります。他方、ロシアによるウクライナ侵攻を背景とした国際的な原材料価格の上昇に加え、円安の影響などから、日常生活に密接なエネルギー・食料品等の価格上昇が続いております。さらに、欧米の金融引締め動きや中国の不動産市場の低迷などにより、国際機関による本年の世界経済の見通しが相次いで下方修正されるなど、世界的な景気後退懸念が高まり、日本経済を取り巻く環境は厳しさが増しています。

このように先行きが不透明な中でも、生産・流通事業者等にとって価格リスクヘッジを図りながら国民生活に必要な商品の安定供給は重要であり、商品先物取引はまさにこうした先の見えにくい時にこそ、力を発揮する「産業インフラ」であると言えます。

とりわけ、エネルギー資源の9割を海外に依存する我が国にとって事業者によるリスクヘッジは必要不可欠です。とりわけ、電力は国民生活や企業活動に与える影響が非常に大きく、安定した電力供給の実現のため、関連事業者には適切なリスク管理が求められます。

ロシアのウクライナ侵攻などを背景とした燃料や電力の価格高騰を受け、大手電力を始めと

するエネルギー事業者等による電力先物取引を活用する動きが相次いでおり、電力価格の変動リスクをヘッジすることで経営の安定とサービスの安定供給の実現に向けた取組が加速しています。日本の電力を始めとするエネルギー先物取引はリスクマネジメントを実行しつつ安定供給を行う「産業インフラ」として、大きな役割を果たしているものと認識しており、今後も益々の市場の発展を期待致します。

今年は癸卯（みずのとう）の年です。これまでの努力が実を結び、勢いよく成長し飛躍する年になると言われています。今年1年が、日本商品先物取引協会及び会員企業の皆様、並びに商品先物取引にとって飛躍の年となることを祈念いたしまして、新年の御挨拶といたします。

Ⅲ. 商品先物取引業者の許可、商品先物取引仲介業者の登録の更新について

商品先物取引業の許可、商品先物取引仲介業の登録は、それぞれ 6 年ごとに更新を受けなければ継続することができません。

この度、1 月に許可の期限を迎える商品先物取引者 26 社、登録の期限を迎える商品先物取引仲介業者 1 社は、それぞれ主務大臣の更新を受けました。

本会の会員である商品先物取引業者は、商品先物取引法（以下「商先法」といいます。）第 190 条第 1 項により主務大臣（農林水産大臣、経済産業大臣）の許可を受けており、同条第 2 項により 6 年ごとに許可の更新を受けなければ、その効力を失うことになります。

また、商品先物取引仲介業者も、商先法第 240 条の 2 第 1 項により主務大臣の登録を受けており、同条第 2 項により 6 年ごとに登録の更新を受けなければ、その効力を失うことになります。

商品先物取引業者 34 社のうち、1 月に許可の期限を迎える商品先物取引業者 26 社、商品先物取引仲介業者 2 社のうち、1 月に登録の期限を迎える商品先物取引仲介業者 1 社が主務大臣に更新の申請を行い、商先法に定める許可の基準を踏まえた主務省の審査を受け、それぞれ期限までに更新されました。

【参考】商品先物取引法（抜粋）

（定義）

第 2 条 （略）

23 この法律において「商品先物取引業者」とは、商品先物取引業を行うことについて第 190 条第 1 項の規定により主務大臣の許可を受けた者をいう。

（略）

29 この法律において「商品先物取引仲介業者」とは、第 240 条の 2 第 1 項の規定により主務大臣の登録を受けた者をいう。

（商品先物取引業の許可）

第 190 条 商品先物取引業者は、主務大臣の許可を受けた者でなければ、行うことができない。

2 前項の許可は、6 年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

（登録）

第 240 条の 2 主務大臣の登録を受けた者は、第 190 条第 1 項の規定にかかわらず、商品先物取引仲介業を行うことができる。

2 前項の登録は、6 年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

文責：中曽根

IV. 日商協改革の進捗状況について

令和2年の商品移管後の本会を取り巻く環境が一段と厳しさを増していることに鑑み、令和4年度の1年間を本会の改革案策定検討期間と位置付け、商先法令上で許容される範囲において業務を縮小し、事務局を効率的な体制にする改革案を早期に取りまとめ、1年かけて実現していくことにしました。

1. 個別業務の見直しについて

(1) 法令に基づく業務

商先法令に基づき行っている業務のうち、現状において業務量が減少しているものや所期の目的を達成したと考えられるもの等について、業務内容の簡略化又は業務自体の廃止を主務省に対して提案しました。

主務省からの回答では、本会の業務の見直しだけで法令改正は難しいものの、法令に依らない事務的な要請に基づく業務の見直しと併せて、許容される範囲内で運用により対応する旨一定程度の了解を得ました。

(2) 本会の定款諸規則に基づく業務

現状において業務量が減少しているものや業務の合理化により事務負担の軽減を図れるものについて、業務内容の簡略化又はその廃止を検討するとともに、各種届出書面の押印廃止及び電子化を検討しています。

2. 事務局組織の見直しについて

苦情紛争件数や会員の制裁、役員使用人等の指導、勧告、処分に係る事案の減少を受けて業務を効率化するとともに、会員や主務省のニーズを踏まえた自主規制活動に関する企画力の強化を図るため、これまでの業務分野ごとの縦割りの体制を廃止し、新たに業務部及び総務部の2部制とする方向で検討します。また、事務局職員間における業務遂行に係るノウハウの共有化を進め、少人数で効率的に運営できる組織体制の構築を目指していきます。

なお、2月より、事務局の職員数を10名から8名（嘱託1名、出向者1名を含む。）に削減します。

3. 理事会の見直しについて

業務執行の責任の明確化及び理事会運営の効率化を図る観点から、役員の任期の短縮、理事の定数について見直しを検討しています。

4. 各種委員会の統廃合について

現在の6つの委員会について、組織の簡素化を目指し、各委員会の機能及び職務範囲の観点から、4つの委員会に統廃合する方向で検討しています。

5. 事務所賃料の見直しについて

去る10月11日に(株)東京商品取引所の堀留ビルから現在の新事務所に移転したことにより、事務所賃料等を削減しました。

6. 今後のプロセス及びスケジュールについて

前述の改革の進め方について、1 月に会員代表者懇談会及び第 188 回理事会において議論します。

その結果を踏まえて、必要な定款及び諸規則の改正案を作成し、関係委員会で議論した上、理事会の審議を経て、3 月及び 6 月に開催を予定している総会に上程する予定です。

なお、定款の改正については、主務大臣の認可事項であることから、総会の決議後に認可申請を行い、認可を受けることとなります。

文責：大畑

V. 外務員登録資格認定講習の概要について

日本証券業協会が行う「一種外務員」（以下「証券一種外務員」といいます。）の登録を受けている方が、簡便な方法で本会の外務員登録を受けることを可能とするため、新たに「外務員登録資格認定講習」を実施いたします。

本欄では、その概要及びその実施時期等についてご紹介いたします。

1. 取組の趣旨

総合取引所の開始に伴い、本会会員の大多数が商先法と金融商品取引法（以下「金商法」といいます。）の2つの法律にまたがる形で商品デリバティブ取引のビジネスを展開する状況になったことを受けて、本会では、既存の会員はもとより、新規参入を目指す金融商品取引業者が円滑に両法のビジネスに従事できるようにするための取組を行うことにしました。

その第一段階として、日本証券業協会と調整の上、本会の外務員試験制度を見直して「商品デリバティブ取引総合試験」に衣替えをし、この試験に合格した者については、本会が行う外務員登録を受けることができるだけでなく、日本証券業協会が行う「特例商先外務員」の登録も受けることができるよう整備し、令和3年7月から運用しております。

これに加え、日本証券業協会が行う「証券一種外務員」の登録を受けている者について、本会が今後実施する「外務員登録資格認定講習」を受講修了することで、本会が行う外務員登録を受けることができるよう、現在作業を進めております。

2. 制度の概要

(1) 受講要件

本講習の受講できるのは以下の①、②を満たす方です。

- ① 講習受講申請時点で日本証券業協会が行う証券一種外務員登録を受けている者であること。

ただし以下に該当する方は除きます。

- (ア) 日本証券業協会の規則によって同協会の資格更新研修を修了することが求められている者であって、当該研修を修了していない者
- (イ) 金商法又は日本証券業協会規則によって証券外務員の職務停止または禁止措置を受けている者

- ② 本会会員に所属している者

(2) 講習内容

- ① 商品デリバティブ取引とは
- ② 商先業者・登録外務員とは
- ③ 法令上禁止される行為とは
- ④ 法令に違反した時の効果

(3) 講習の修了要件

- 理解度確認テストにおいて80%以上の正答率で解答したことをもって講習修了を認定します。
- 理解度確認テストは第1章から第4章の各章末に4問から8問の合計20問が出題されま

す。

- ・出題形式は〇×式です。

(4) 受講料

受講料は以下の通りです。

- ・会員の役職員の方：1名 13,000 円／回
- ・非会員（商品先物取引仲介業者及び未許可法人）の役職員の方：1名 26,000 円／回

(5) 受講可能期間・受講方式

- ・コンピュータ試験実施会社が有する全国の各会場に空席があれば、365 日受講可能です。
- ・会場に設定されたパソコンの画面に表示される学習内容を閲覧する方式です。

(6) 実施時期

近々開始予定です。もうしばらくお待ちください。

文責：谷口

VI. 2022年の相談状況及び苦情・紛争処理状況について

本会の相談センターでは、平日の午前9時から午後5時までの間、商品デリバティブ取引に関するお客様からのご相談に応じるとともに、苦情及び紛争の円満な解決に努めています。

ここでは、2022年1月から12月までの1年間に相談センターで取り扱った「相談（問い合わせ）」、「苦情」、「紛争仲介」の受付状況等を集計し、2021年（前年）との比較を行いました。

○ 総括表

（単位：件）

区 分		2022 年	2021 年	対前年 増減
相談（問い合わせ）		137	149	-12
苦情		0	1	-1
紛争仲介		1	7	-6
	苦情から紛争仲介に移行したもの	(0)	(2)	(-2)
	紛争仲介に直接申出されたもの	(1)	(5)	(-4)

1. 相談（問い合わせ）

- 相談センターでは、商品デリバティブ取引に係る全般的な質問にお答えしております。
- 相談は無料です。
- 相談センターでは、次に掲げる取引等の相談に応じること、苦情及び紛争の解決を行うことはできません。
 - ① ㈱大阪取引所の商品関連市場デリバティブ取引
 - ② 有価証券取引や外国為替証拠金取引等の取引
 - ③ 協会に加入していない業者との取引

（単位：件）

2022 年													2021 年
1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	合計	
9	8	19	13	14	17	6	11	9	11	10	10	137	149

(1) 受付件数

相談受付件数は137件で、前年（149件）から12件の減少となりました。137件の内訳は、商品デリバティブ取引が85件（国内商品49件、外国商品7件、店頭商品29件）、商品デリバティブ取引以外（金融取引等）が52件でした。

7月の件数は6件で月間数として過去最少となりました。

(2) 相談内容

商品デリバティブ取引85件の相談内容をみると、制度、仕組みに関するものが42件、勧誘に関するものが8件、売買に関するもの19件、会員に関するものが15件、その他が1件でした。

2. 苦情

- お客様は、相談センターに電話、手紙及びWEB等の方法により、協会の会員及び会員を所属商品先物取引業者とする商品先物取引仲介業者（以下「会員等」という。）に対する苦情を申し出ることができます。
- 苦情の申出に対し、相談センターの相談員はお話を伺い、必要な助言や苦情に係る事情を調査します。
- お伺いした苦情の内容は相手方会員等に通知してその迅速な解決を求める等の対応を行い、苦情の解決の促進を図ります。
- 苦情処理は無料で行います。

(単位：件)

2022 年													2021 年
1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	合計	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1

(1) 受付件数

苦情受付件数は初めて 0 件となり、過去最少だった前年（1 件）から更に減少しました。

3. 紛争仲介

- 相談センターでは、前述の苦情処理で苦情の解決に至らなかった場合や、本会の苦情処理に依らずにお客様と会員等が自主的に話し合いを行っても解決に至らなかった場合などに、解決手段の一つとして、紛争仲介を行っています。
- 紛争仲介は、協会が委嘱する弁護士が担当あっせん・調停委員となって行います。
- 紛争仲介制度を利用される際には、申出手数料及び期日手数料（第 2 回期日以降）の紛争仲介に係る手数料をご負担いただくことになります。

(単位：件)

区 分	2022 年	2021 年
申出件数	1	7
前年（12 月末時点）処理中件数	4	7
終結件数	4	10
（解決）	(3)	(7)
（打切り）	(1)	(3)
（取下げ）	(0)	(0)
12 月末時点処理中件数	1	4

(1) 紛争仲介の申出件数

紛争仲介の申出件数は過去最少の 1 件で、前年（7 件）から 6 件の減少となりました。

(2) 申出事由

この1件の申出事由類型別は「不当勧誘類型」でした。

(3) 処理状況

2021年12月末に処理中であった4件は2022年中に終結し、このうち3件が解決、1件が打ち切りとなりました。

この結果、2022年12月末時点で処理中の件数は2022年に受け付けた1件となりました。

4. 苦情等（苦情と紛争仲介に直接申出されたものの合計）

苦情

（単位：件）

2022 年													2021 年
1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	合計	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1

紛争仲介に直接申出されたもの

（単位：件）

2022 年													2021 年
1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	合計	
0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	5

苦情等（苦情と紛争仲介に直接申出されたものの合計）

（単位：件）

2022 年													2021 年
1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	合計	
0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	6

(1) 受付件数

苦情等（苦情と紛争仲介に直接申出されたものの合計）の受付件数は1件で、前年（6件）から5件の減少となりました。

(2) 申出事由

この1件の申出事由類型は「不当勧誘類型」でした。

文責：入江

VII. 統計資料等

1. 国内商品市場取引を行う商品先物取引業者（商先業者）の状況

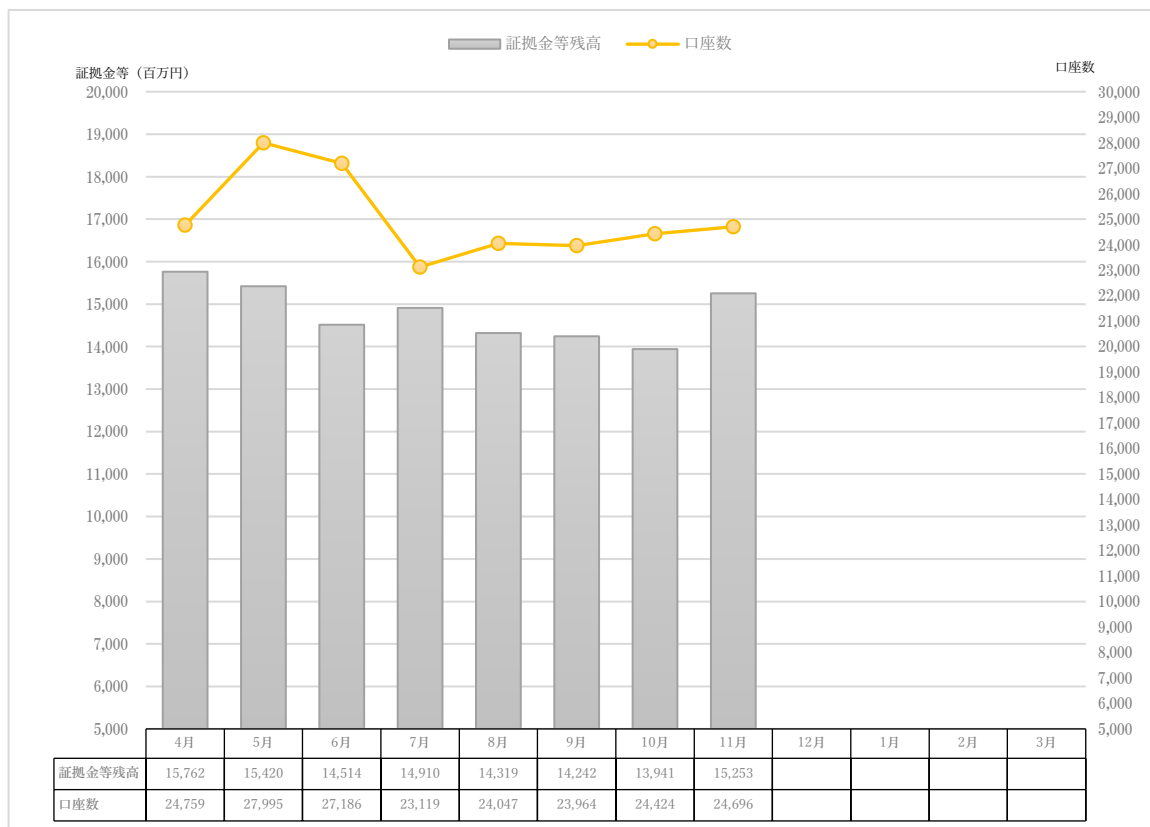
年度		商先業者数		国内市場 売買枚数 (千枚)	国内市場 取組高 (千枚)	国内市場 商先業者 売買枚数 (千枚)	国内取引 を行う社 の外務員 (人)	手数料 収入 (百万円)	国内取引 苦情・ 紛争仲介 直接申出 (件)
		全体	国内取 引社数						
H17 年度		—	86	215,489	1,514	182,145	12,055	223,839	385
H18 年度		—	79	170,133	1,080	141,951	9,678	153,760	279
H19 年度		—	70	142,141	661	114,494	6,926	113,659	286
H20 年度		—	49	92,623	415	63,641	4,801	62,128	195
H21 年度		—	37	68,518	447	44,990	3,511	48,420	100
H22 年度		53	33	63,570	393	44,654	2,788	44,236	55
H23 年度		59	33	65,818	394	50,662	2,409	46,222	66
H24 年度		56	32	56,227	391	47,185	2,314	43,174	48
H25 年度		51	32	48,377	265	43,571	2,308	34,370	40
H26 年度		49	31	46,028	337	41,929	2,277	31,400	27
H27 年度		47	29	53,118	392	50,025	2,141	26,795	35
H28 年度		45	28	51,632	510	48,516	2,089	25,686	11
H29 年度		44	27	51,380	519	49,417	1,891	23,746	16
H30 年度		45	27	42,617	341	41,228	1,771	22,297	13
R 元年度		41	25	43,413	265	42,326	1,677	23,729	15
R2 年度		38	21	19,969	130	19,353	1,427	5,995	17
R3 年度		34	17	8,291	74	8,040	1,034	1,915	3
R 4 年 度	4 月	33	17	421	76	335	1,033	93	0
	5 月	32	16	417	77	331	1,045	102	0
	6 月	32	16	385	72	305	1,046	102	0
	7 月	33	16	344	66	278	1,048	86	1
	8 月	34	16	337	65	277	1,048	103	0
	9 月	33	15	324	62	281	1,040	102	0
	10 月	34	15	321	61	270	1,038	108	0
	11 月	34	15	374	55	321	1,038	122	0
	合計	—	—	2,923	—	2,398	—	818	1
前年度比 4～11 月				106.9%		87.8%		170.1%	

- 1) 商先業者数、国内市場取組高、国内取引を行う社の外務員数は年度末現在、これ以外は年度累計の値である。
- 2) 商先業者は、商品先物取引法施行(H23. 1. 1)まで商品取引員とされ、国内市場取引のみが規制の対象であった。
- 3) 年度末日（月末日）に廃業した会社に係る外務員数は数値に含めているが、商先業者数からは除いている。
- 4) 平成 23 年 1 月以降の手数料収入には外国商品市場及び店頭商品の収入が含まれている可能性がある。

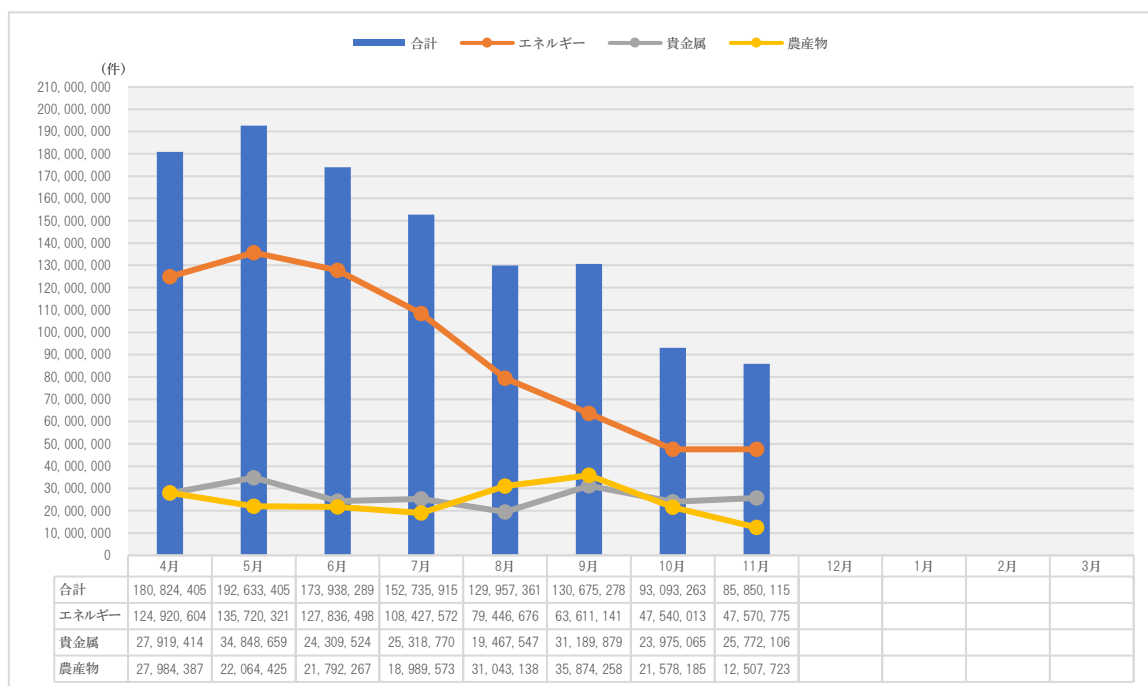
出典：国内市場売買枚数は令和 2 年 7 月まで日本商品清算機構「出来高速報」、それ以降は各商品取引所、国内市場取組高は平成 19 年度まで全国商品取引所連合会編「商品取引所年報」等（各月央値）、20 年度以降は各商品取引所（月末値）、それ以外は協会調べ

2. 店頭商品CFD取引の状況

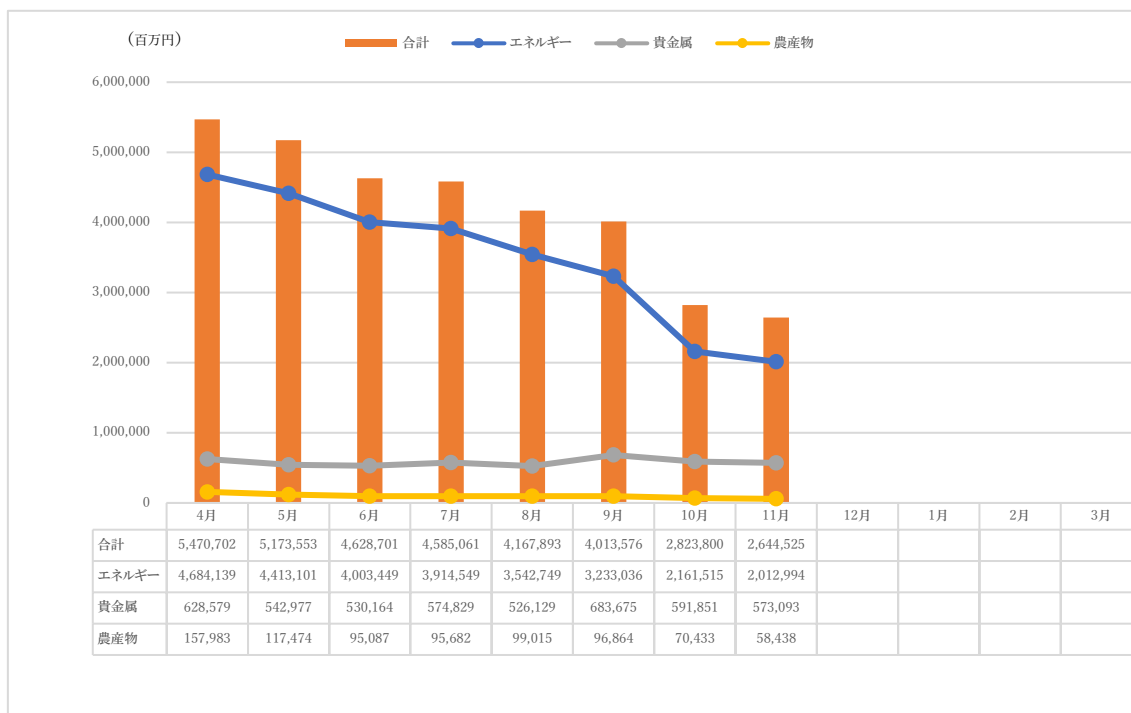
(1) 2022（令和4）年度 月末証拠金等残高と口座数



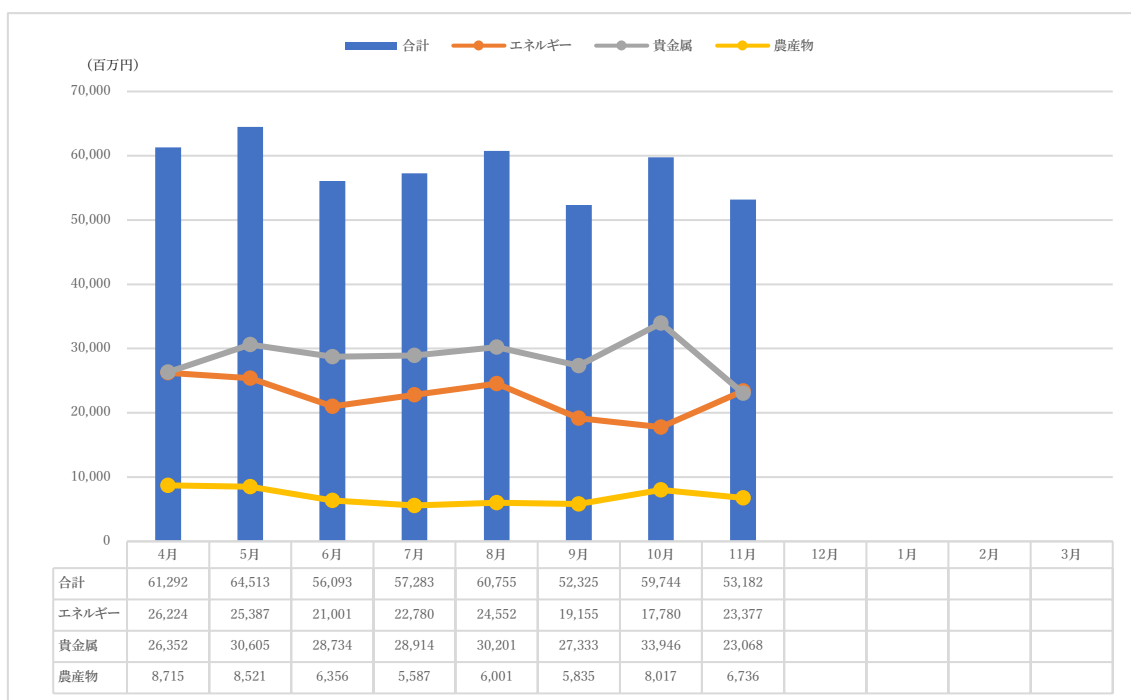
(2) 2022（令和4）年度 月間取引件数



(3) 2022（令和4）年度 月間取引金額



(4) 2022（令和4）年度 月末建玉残高



3. 登録外務員数の推移

本会では商品先物取引法に基づき外務員の登録事務を行っております。4. 及び5. では、登録外務員に係るそれぞれの統計を掲載しました。

詳細なデータは本会 Web サイトの資料・統計「[登録外務員数の推移](#)」をご覧ください。

平成 21 年度まで

(単位：人)

	前年度末外務員数	新規・再登録者数	登録更新者数	登録抹消者数	当年度末外務員数
平成 17 年度	14,611	4,271	729	6,827	12,055
平成 18 年度	12,055	2,695	545	5,072	9,678
平成 19 年度	9,678	1,668	457	4,420	6,926
平成 20 年度	6,926	980	287	3,105	4,801
平成 21 年度	4,801	715	887	2,005	3,511

平成 22～令和 3 年度

(単位：人)

	前年度末外務員数			新規・再登録者数			登録更新者数			登録抹消者数			当年度末外務員数		
	合計	うち国内 商品市場	うち仲介 業者	合計	うち国内 商品市場	うち仲介 業者	合計	うち国内 商品市場	うち仲介 業者	合計	うち国内 商品市場	うち仲介 業者	合計	うち国内 商品市場	うち仲介 業者
平成 22 年度	3,511	3,511	0	314	301	0	603	603	0	1,024	1,024	0	2,801	2,788	0
平成 23 年度	2,801	2,788	0	28,208	388	308	218	218	0	1,932	767	36	29,077	2,409	272
平成 24 年度	29,077	2,409	272	4,173	403	51	173	173	0	2,637	471	129	30,613	2,314	194
平成 25 年度	30,613	2,314	194	3,306	388	20	193	191	0	2,802	410	33	31,117	2,308	181
平成 26 年度	31,117	2,308	181	2,673	344	38	200	200	0	1,987	375	32	31,803	2,277	187
平成 27 年度	31,803	2,277	187	2,911	280	40	472	471	0	2,249	416	59	32,465	2,141	168
平成 28 年度	32,465	2,141	168	2,912	306	20	372	370	0	2,526	358	51	32,851	2,089	137
平成 29 年度	32,851	2,089	137	2,922	307	95	11,612	185	61	12,491	505	65	23,282	1,891	167
平成 30 年度	23,282	1,891	167	2,330	227	21	1,534	167	6	2,506	347	32	23,106	1,771	156
令和元年度	23,106	1,771	156	2,038	209	46	1,224	176	2	2,677	303	55	22,467	1,677	147
令和 2 年度	22,467	1,677	147	2,513	100	1	855	164	4	2,386	290	14	22,594	1,427	134
令和 3 年度	22,594	1,427	134	2,329	86	6	1,102	268	1	2,723	479	98	22,200	1,034	42

※ 平成 23 年 1 月 1 日に商品先物取引法が施行されたことにより、従来の国内商品市場取引に加え、外国商品市場取引と店頭商品デリバティブ取引を行う事業者が会員となったため、統計の連続性を考慮して国内商品市場取引を行う会員の外務員数を内訳表記した。

令和 4 年 4～12 月

(単位：人)

	前月末外務員数			新規・再登録者数			登録更新者数			登録抹消者数			当月末外務員数		
	合計	うち国内 商品市場	仲介	合計	うち国内 商品市場	仲介	合計	うち国内 商品市場	仲介	合計	うち国内 商品市場	仲介	合計	うち国内 商品市場	仲介
4 月	22,200	1,034	42	90	13	0	43	7	0	400	14	1	21,890	1,033	41
5 月	21,890	1,033	41	158	17	0	62	20	1	263	5	0	21,785	1,045	41
6 月	21,785	1,045	41	87	24	0	195	29	0	170	23	1	21,702	1,046	40
7 月	21,702	1,046	40	48	10	0	243	95	0	98	8	1	21,652	1,048	39
8 月	21,652	1,048	39	358	4	0	297	5	0	214	4	1	21,796	1,048	38
9 月	21,796	1,048	38	94	7	0	57	5	0	78	15	0	21,812	1,040	38
10 月	21,812	1,040	38	56	4	0	25	7	0	87	6	0	21,781	1,038	38
11 月	21,781	1,038	38	162	5	0	69	14	0	343	5	1	21,600	1,038	37
12 月	21,600	1,038	37	93	0	0	58	9	0	55	11	0	21,638	1,027	37

※ 「うち国内商品市場」の外務員数については、既に会員であって国内商品市場取引に業務を拡大、或いは国内商品市場取引から撤退することがあるため、新規登録者数と登録抹消者数との差異が当月末外務員数と整合しない場合があります。

4. 2022 年度

外務員登録資格試験及び登録更新講習 合格・修了率の推移（四半期ごと）

全会員		2022 年度				2021 年度
		4～6 月	7～9 月	10～12 月	合計	通年
限定試験	受験者数(A)	26 人	13 人	29	68 人	118
	合格者数	21	9	17	47 人	100
	不合格者数	5	4	12	21 人	18
	合格率	80.8%	69.2%	58.6%	69.1%	84.7%
総合試験	受験者数(B)	36 人	19 人	17	72 人	25
	合格者数	34	16	13	63 人	23
	不合格者数	2	3	4	9 人	2
	合格率	94.4%	84.2%	76.5%	87.5%	92.0%
登録更新講習	受講者数(C)	78 人	38 人	36	152 人	307
	修了者数	78	38	36	152 人	307
	修了率	100.0%	100.0%	100.0%	100.00%	100.00%
	うち再登録者数	17	13	3	33	19
合計	(A)+(B)+(C)	140 人	70 人	82 人	292 人	450 人

5. 国内商品市場取引に関する統計・資料等について（リンク先）

国内商品市場取引に関する統計・資料などの情報につきましては、次の商品取引所及び関係団体のホームページをご覧ください。

(1) 相場情報、ヒストリカルデータ

㈱東京商品取引所

- | | |
|---|---|
| 「 先物・オプション関連 」 | https://www.jpx.co.jp/markets/derivatives/index.html |
| 「 商品先物価格情報 」 | https://cf.market-info.jp/Japanese/Future/PriceInfoListTocom |

㈱堂島取引所

- | | |
|--|---|
| 「 相場表 」 | http://www.odex.co.jp/market/price_rice_n_EXW.html |
| 「 ヒストリカルデータ 」 | http://www.odex.co.jp/market/his_index.html |

(2) 統計データ

- | | | |
|-------------|--|---|
| 日本商品先物振興協会 | 業界統計データ | https://www.jcfia.gr.jp/study/data1.html |
| 日本商品委託者保護基金 | 経営統計年報等 | https://www.hogokikin.or.jp/hozensochi.htm |

(3) （一般向け）先物取引の解説

商品先物市場の基本的な事項、概要等に関する紹介サイト

- | | |
|---|---|
| ㈱東京商品取引所（「 個人・一般の皆様 」） | https://www.jpx.co.jp/individuals/index.html |
| ㈱堂島取引所（「 商品先物取引ガイド 」） | http://www.odex.co.jp/guide/about.html |
| 日本商品先物振興協会（ 取引をなさる方へ ） | https://www.jcfia.gr.jp/index.html#1 |
| 〃（ 産業界の皆様へ ） | https://www.jcfia.gr.jp/index.html#6 |



交通案内

- 東京メトロ日比谷線 都営浅草線 人形町駅 A6出口(エレベーターのみ)より徒歩2分
- 東京メトロ半蔵門線 水天宮前駅 出口8より徒歩5分

日本商品先物取引協会

〒103-0013 東京都中央区日本橋人形町1-1-11

☎ 03-3664-4731

URL <https://www.nisshokyo.or.jp>